



# 来年の成人式

## 「はたちの声」を募集

市は、来年一月十五日の「成人の日」に、新成人のみなさんに、その意義と責任を自覚してもらうと共に、その前途を祝福するため、「成人式および成人祭」を行います。

昭和五十五年、新しく成人式を迎える方は、次に該当する方がたです。

○昭和34年4月2日から昭和35年4月1日までに生



「私の職場体験」を発表する山田康子さん  
＝ことしの成人式から＝

また、市内に住民登録をしていない方、昭和54年の該当者で、同年の成人式にもれ翌年まわしになった方、その他特別の事情のある方、

該当される方には、十二月末に案内状を送りますが十一月以降、佐賀市に転入された方は、居住区の公民館へお届けください。

当日の服装は、盛装を要めて、豊かな心でみんなが参加できる成人式にするため清潔な服装でおこしくください。

くわしいことは、市教育委員会社会教育課(☎293151内線384)へ。

### 処理開始から一年

#### 公共下水道

佐賀市の公共下水道は、昨年の十一月二十六日、城内水ヶ江、松原の一部約一三・七九ヘクタールが供用開始になり、供用開始面積も九二・五九ヘクタールと広がりました。

これによって、水洗便所にできる世帯は、千五百十世帯、すでに三八%の世帯で公共下水道を利用されています。

無利子の融資  
下水道処理区域内では、風呂や台所などからの汚水は、遅滞なく公共下水道に流すことが義務づけられています。

また、くみ取り便所は、三年以内に水洗便所に改造することになっています。

市は、くみ取り便所を水洗便所に改造する方に、排水設備工事、排水設備工事、市長が指定した指定工事店で行なわれ、指定工事店に依頼され、一切の手続きは、指定工事店があなたに代わって行なわれます。

工事についてのおたずねは、指定工事店協同組合(☎6805)か下水道課(☎3151内線243)へ。

廃止された  
印鑑登録証を  
お返しください  
佐賀市に印鑑登録をしていて、登録している印鑑を廃止するときは、印鑑登録廃止届と同時に印鑑登録証(手帳)を返納することになります。

国民年金の老齢年金額は、保険料を納めた期間と免除された期間とで異なります。保険料を納めた期間が長いほど、老齢年金額が多くなります。

忘れずに  
保険料は  
国民年金の老齢年金額は、保険料を納めた期間と免除された期間とで異なります。保険料を納めた期間が長いほど、老齢年金額が多くなります。

「おもしろせ」  
時間は、各会場とも14時から16時まで  
くわしくは、市役所社会課老人福祉係(☎293151内線384)へ。

合同行政相  
談所の開設  
役所の仕事で、年金や税金、道路、生活保護、登記などについて、苦情や要望をお持ちの方は、お気軽にご相談ください。

10時～15時  
▽とく 10月17日(水)  
▽とく 10月17日(水)  
▽とく 10月17日(水)

高年齢者居室整備に  
「百万円」を貸付  
市では、お年寄りの福祉増進を図るために、高年齢者居室整備資金の貸付を次の要領で受け付けています。

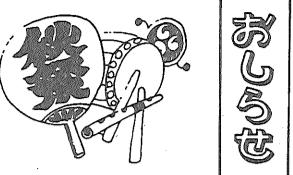
▽対象者 市内居住者で、六十五歳以上のお年寄り  
▽貸付限度額 百万円  
▽利率 年三パーセント  
▽保証人 二人(市内または県内に住む親族の方)  
▽受付期限 11月10日まで  
申請書その他、くわしい

退職したら  
国保へ加入  
健康保険には、国民健康保険、政府管掌健康保険、一般健康保険など八種類があります。国民健康保険は、このほか加入しなければなりません。

老人健康診査  
10月15日から  
市は、六十五歳以上のお年寄りを対象に無料で老人健康診査を行います。

社協の祭壇で  
立派なお葬儀を！  
社協では、市民の皆様の福祉増進の一助として、『安い料金で立派な葬祭を』と祭壇の貸し付けと葬具のあつせんを行っています。写真特号は、9月末に購入したばかりの最新型祭壇で次の日程で展示を行います。

▽とく 10月15日(月)～17日(水)  
▽とく 10月15日(月)～17日(水)  
お申し込みは、次のところへどうぞ  
☎293151・内線562番  
午後5時以降と土曜日の午後及び日曜、祝日、並びに年末年始は次のところへ  
☎290153 渡辺  
又は ☎299170 田川



おもしろせ  
時間は、各会場とも14時から16時まで  
くわしくは、市役所社会課老人福祉係(☎293151内線384)へ。

老人の保健  
学級を開催  
市は、お年寄りの健康増進と医療の正しい受け方などについての保健学級を開きます。

お年寄りの健康管理は、本人はもとより、家族の正しい理解と協力が必要です。この機会に家族の方もお気軽に参加ください。

▽日時と会場  
○10月23日 金立類の家  
○10月24日 新栄公民館  
○10月25日 神野公民館  
○10月26日 巨勢老人福祉センター  
○10月30日 平松老人福祉センター

合同行政相  
談所の開設  
役所の仕事で、年金や税金、道路、生活保護、登記などについて、苦情や要望をお持ちの方は、お気軽にご相談ください。

10時～15時  
▽とく 10月17日(水)  
▽とく 10月17日(水)  
▽とく 10月17日(水)

高年齢者居室整備に  
「百万円」を貸付  
市では、お年寄りの福祉増進を図るために、高年齢者居室整備資金の貸付を次の要領で受け付けています。

▽対象者 市内居住者で、六十五歳以上のお年寄り  
▽貸付限度額 百万円  
▽利率 年三パーセント  
▽保証人 二人(市内または県内に住む親族の方)  
▽受付期限 11月10日まで  
申請書その他、くわしい

退職したら  
国保へ加入  
健康保険には、国民健康保険、政府管掌健康保険、一般健康保険など八種類があります。国民健康保険は、このほか加入しなければなりません。

老人健康診査  
10月15日から  
市は、六十五歳以上のお年寄りを対象に無料で老人健康診査を行います。

佐賀市史第4巻が完成  
10月16日から配本  
大正から昭和二十年までの政治、産業、経済、市民生活など幅広い分野にわたって収録され、特に、戦中の体験記として生々しい記録も載せ

高年齢者居室整備に  
「百万円」を貸付  
市では、お年寄りの福祉増進を図るために、高年齢者居室整備資金の貸付を次の要領で受け付けています。

▽対象者 市内居住者で、六十五歳以上のお年寄り  
▽貸付限度額 百万円  
▽利率 年三パーセント  
▽保証人 二人(市内または県内に住む親族の方)  
▽受付期限 11月10日まで  
申請書その他、くわしい

退職したら  
国保へ加入  
健康保険には、国民健康保険、政府管掌健康保険、一般健康保険など八種類があります。国民健康保険は、このほか加入しなければなりません。

老人健康診査  
10月15日から  
市は、六十五歳以上のお年寄りを対象に無料で老人健康診査を行います。

社協の祭壇で  
立派なお葬儀を！  
社協では、市民の皆様の福祉増進の一助として、『安い料金で立派な葬祭を』と祭壇の貸し付けと葬具のあつせんを行っています。写真特号は、9月末に購入したばかりの最新型祭壇で次の日程で展示を行います。

▽とく 10月15日(月)～17日(水)  
▽とく 10月15日(月)～17日(水)  
お申し込みは、次のところへどうぞ  
☎293151・内線562番  
午後5時以降と土曜日の午後及び日曜、祝日、並びに年末年始は次のところへ  
☎290153 渡辺  
又は ☎299170 田川

社協の祭壇で  
立派なお葬儀を！  
社協では、市民の皆様の福祉増進の一助として、『安い料金で立派な葬祭を』と祭壇の貸し付けと葬具のあつせんを行っています。写真特号は、9月末に購入したばかりの最新型祭壇で次の日程で展示を行います。

佐賀市史第4巻が完成  
10月16日から配本  
大正から昭和二十年までの政治、産業、経済、市民生活など幅広い分野にわたって収録され、特に、戦中の体験記として生々しい記録も載せ

高年齢者居室整備に  
「百万円」を貸付  
市では、お年寄りの福祉増進を図るために、高年齢者居室整備資金の貸付を次の要領で受け付けています。

▽対象者 市内居住者で、六十五歳以上のお年寄り  
▽貸付限度額 百万円  
▽利率 年三パーセント  
▽保証人 二人(市内または県内に住む親族の方)  
▽受付期限 11月10日まで  
申請書その他、くわしい

退職したら  
国保へ加入  
健康保険には、国民健康保険、政府管掌健康保険、一般健康保険など八種類があります。国民健康保険は、このほか加入しなければなりません。

老人健康診査  
10月15日から  
市は、六十五歳以上のお年寄りを対象に無料で老人健康診査を行います。

社協の祭壇で  
立派なお葬儀を！  
社協では、市民の皆様の福祉増進の一助として、『安い料金で立派な葬祭を』と祭壇の貸し付けと葬具のあつせんを行っています。写真特号は、9月末に購入したばかりの最新型祭壇で次の日程で展示を行います。

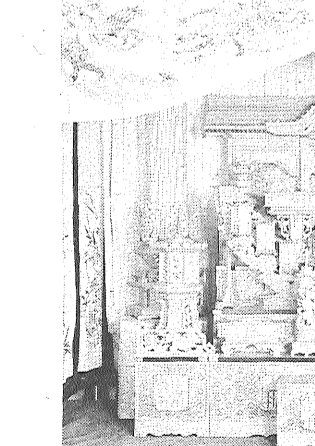
▽とく 10月15日(月)～17日(水)  
▽とく 10月15日(月)～17日(水)  
お申し込みは、次のところへどうぞ  
☎293151・内線562番  
午後5時以降と土曜日の午後及び日曜、祝日、並びに年末年始は次のところへ  
☎290153 渡辺  
又は ☎299170 田川

社協の祭壇で  
立派なお葬儀を！  
社協では、市民の皆様の福祉増進の一助として、『安い料金で立派な葬祭を』と祭壇の貸し付けと葬具のあつせんを行っています。写真特号は、9月末に購入したばかりの最新型祭壇で次の日程で展示を行います。

祭壇一式貸付使用料

| 種別       | 貸付料金    | 超過料金         |
|----------|---------|--------------|
| 特号 (三日間) | 五〇,〇〇〇円 | 一日ごとに三〇,〇〇〇円 |
| 一号 (三日間) | 四〇,〇〇〇円 | 一日ごとに二〇,〇〇〇円 |
| 二号 (三日間) | 一七,〇〇〇円 | 一日ごとに二〇,〇〇〇円 |
| 三号 (三日間) | 一〇,〇〇〇円 | 一日ごとに一〇,〇〇〇円 |

なお喪服の貸し付けも行っております。



社協の祭壇で  
立派なお葬儀を！  
社協では、市民の皆様の福祉増進の一助として、『安い料金で立派な葬祭を』と祭壇の貸し付けと葬具のあつせんを行っています。写真特号は、9月末に購入したばかりの最新型祭壇で次の日程で展示を行います。

▽とく 10月15日(月)～17日(水)  
▽とく 10月15日(月)～17日(水)  
お申し込みは、次のところへどうぞ  
☎293151・内線562番  
午後5時以降と土曜日の午後及び日曜、祝日、並びに年末年始は次のところへ  
☎290153 渡辺  
又は ☎299170 田川